

会 議 記 録

会 議 名	臨時政策会議
開 催 日	令和 6 年 8 月 6 日 (火)
議 題	市議会に関する事項

●市議会に関する事項

《 教育委員会事務局 》

① 議会の議決を経ずに行った財産の取得について

概要：地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が 2,000 万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となる。この度、議決を経ずに購入していたことが判明した。

- ・ 過誤発生理由及び今後の対応

管理職員・担当職員において必要な「法令の理解」と「法令に基づき事務を執行する意識」が欠けていた。特に、教師用指導書は「財産」に該当するとの判断に至らず、事務手続の誤りが発生した。

令和 6 年和光市議会 9 月定例会に当該契約について追認を求める議案を提出する。

- ・ 主な再発防止策

(1)管理職員を含めた全職員に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分」の内容について、改めて徹底するよう周知を行う。

(2)教育委員会事務局では、マニュアル作成、チェックシート作成を行い、予算計上や実施計画を策定する段階で議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について複数人で確認を行う。

- ・ 周知徹底（企画部長）

教育委員会から報告があったが、それ以外にも議決を経っていないものが 7 件あり、全庁的に対応、意識を変えていかなければならないものである。管理職を含めて全職員に対して、その内容を改めて周知徹底していく。各部長の皆様からも職員へ周知徹底をお願いする。

【主な質疑応答】

- ・ 近隣の自治体の状況はいかがか。（上下水道部長）

→朝霞市は同様の事例がある。志木市は特になし。新座市は調査中とのこと。

（企画部長）

- ・ 各部局で追加調査は必要か。（子どもあんしん部長）

→財政課と総務課が連携して調査を行ったため、特に追加調査の必要はないと

考えている。（総務部長）

→もし、各所管課において、新たな事務手続の誤りが見つかった場合は、速やかに報告をしてほしい。（企画部長）

→再発防止について、法律に基づき正確な事務処理に努め、コンプライアンスの順守を心がけてほしい。判断に迷う場合は、関係部署や職場内でのコミュニケーションをはかり、円滑に事務を執行すること。（市長）

● 付議事項以外の連絡事項等

《 危機管理室 》

① 令和6年7月31日大雨について（8月6日現在）

概要：和光消防署で実測した雨量は、18時まで53ミリ、18時～19時まで39.5ミリ、合計で92.5ミリを観測した。罹災証明の申請者には、今週中に罹災証明書と地域共生推進課の見舞金のご案内を郵送する予定。

- ・ 床上浸水9棟（戸建て8棟 5世帯共同住宅1）
罹災証明申請件数：床上浸水6棟
- ・ 床下浸水6棟（全て戸建て）
罹災証明申請件数：床下浸水1棟

【主な質疑応答】

- ・ 報道では和光市の雨量が100ミリだったとあったが、和光消防署との計測結果の違いは何か。（上下水道部長）
→報道の雨量がどのように計測されたかわからないが、和光消防署の雨量計を参考としている。（危機管理監）
→報道の雨量は気象レーダーの観測データと雨量計の実測データを組み合わせて解析した解析雨量ではないか。（都市整備部長）
- ・ 避難所開設の基準について、夏季、冬季などの季節による影響や停電などの状況も配慮したほうがいいのではないか。（上下水道部長）
→今後、各所管課と今回の被災状況について振り返りを行い、季節や停電についても配慮し、人命優先で検討する。（危機管理監）
- ・ 被災現場を確認し、市民の方に市の姿勢を見せることの大切さを改めて感じた。また、朝霞市は迅速な情報発信がなされていた。危機管理室と秘書広報課の連携を図り、今まで以上に迅速な市民への情報発信に努めてほしい。（市長）
→承知した。（危機管理監）

以上